

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

新見市長 石 田 實

市町村名 (市町村コード)	新見市 (33210)
地域名 (地域内農業集落名)	新見地域 (桜、本村、下村、高尾平、高尾奥、明智・古部、岩倉、大仁子、弓削、小川、明治町、野田・千丸、六軒丁、中町、下町、栄町、家中、水舟、木谷、木の畝、犬石、宮脇、山谷、土居、檜原、黒谷、四河、宮ノ上、乙原、横畑、指野、杉山、森ヶ平、わらび谷、寺元、太田、法ヶ峠、法木、大谷、代六、笹原、宮ノ鼻、立野、よし野河内、青地・スス原、天原、東分原、下菅生、中之村、小仁原、西谷、用郷、別所、阿福、千原、灰が峠、中村、円田、野田、横見、井村、宗金、足立、田曾、舞尾、段、土井、辻田、金子、布原、久原、駅前、金谷、川の瀬、力谷、石原、小谷、矢谷、木戸、谷内、内ノ草、下よし川、上よし川、谷、郷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 2 月28日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・鳥獣害による農地法面の崩壊や作物への被害があるため、協定農用地への柵、ネット等の設置により鳥獣害防止対策が必要である。
- ・耕作条件の悪い農地は、将来的に荒廃地(耕作放棄地)になる可能性が高いため、圃場整備が必要である。
- ・耕作者の高齢化が進んでいるため、新たな担い手・人材の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・協定の担い手となる人材の育成・確保を行う。
- ・既荒廃農地を協定内に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈りや、防虫対策等の保全管理を行う。
- ・農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。
- ・協定農用地への柵、ネット等の設置により鳥獣害防止対策に取り組む。
- ・将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	645.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	645.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
リタイヤや規模縮小する農業者の農地は、事前に話し合いなどにより担い手への集積計画を作成するなど、耕作放棄地の発生防止を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
効率的な地域営農の持続を図るため、水路、農道、ほ場等の管理・更新を適切に実施し、必要に応じ基盤整備事業の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、栽培技術などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

イノシシなどの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。